

別紙

下記のとおり、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の下記1. の内容については、下記2. の「対応する信託業法施行規則案」と同趣旨の改正を行う予定です。

1. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則において定めようとする内容		2. 対応する信託業法施行規則案
	委任元の条項	
①信託契約締結時の情報の提供方法に関する事項	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第26条第1項	第32条
②信託契約締結時の情報の提供の適用除外に関する事項	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第26条第1項但し書	第33条
③信託財産の状況に係る情報の提供方法に関する事項	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第27条	第36条、第37条
④信託財産の状況に係る情報の提供の適用除外に関する事項	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第27条但し書	第38条
⑤準用信託業法第29条第3項に定める情報の提供方法に関する事項	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第29条第3項	第41条第4項～第6項
⑥準用信託業法第29条第3項に定める情報の提供の適用除外に関する事項	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第29条第3項但し書	第41条第7項
⑦特定信託契約締結前の情報の提供方法に関する事項	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2において準用する金融商品取引法第37条の3第1項	第30条の6、第30条の21
⑧特定信託契約締結前の情報の提供の適用除外に関する事項	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2において準用する金融商品取引法第37条の3第1項但し書	第30条の22
⑨準用金融商品取引法第37条の3第2項に定める説明義務の適用除外に関する事項	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2において準用する金融商品取引法第37条の3第2項	第30条の24

⑩禁止行為に関する事項	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2において 準用する金融商品取引法第38条第9号	第30条の27
-------------	--	---------

※その他、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の規定の整備等を行う。